


「安心」と「充実」の
福利厚生で
働くみなさまを支えます



本宮市勤労者互助会
ご案内

勤労者互助会とは…

労働組合のない事業所の方のために設立された団体です。

目的

本宮市内の未組織（労働組合の組織されていない）事業所に勤務する従業員、および事業主の福利厚生を増進をお手伝いすることを主な目的としています。

加入資格

本宮市内の未組織（労働組合の組織されていない）事業所に勤務する従業員、および事業主の方ならどなたでも加入できます。

※ ただし、試用期間中、臨時従業員・パートタイマー（今後も引き続き1年以上継続して雇用される方は加入できます）、労働組合に加入している方は入会できません。

入会手続き

加入申込用紙に、**入会金1人あたり1,000円**を添えて、事務局（本宮市役所商工観光課）へお申し込みください。

○会費…1人につき、年：8,400円です。（年2回、6月と9月に納入）

※本互助会は、加入と同時に県民共済会に加入をいたします。

事業内容について

福利厚生事業

会員同士の交流をはかり、楽しい生活ができるよう、レジャー施設入場券やスポーツ観戦チケット等の割引販売などを行います。会員同士の親睦を深めることができます。

健康管理事業

※ 会員が、社員旅行や家族旅行で宿泊したときに、宿泊助成金が支給されます。

1泊2日	1人	2,500円
------	----	--------

その他、人間ドック助成金等があります。

共済給付事業

- ・ 従業員の幅広い慶弔事に給付します。
 - ・ 従業員の福利厚生に最適です。
 - ・ 見舞金制度なので、請求の手続きが簡単です。
- ※ 本互助会は、加入と同時に県民共済会に加入をいたします。

《保障の始まり》

加入が受け付けられると、手続きをした日の翌月1日より、保障が始まります。

《共済金の請求とお支払い》

共済事由が発生した場合には、所定の用紙で勤労者互助会に請求後、共済金の支払いが受けられます。

※ 用紙は勤労者互助会事務局にあります。

《共済金が減額される時》

会員の病気による死亡・重度障害 — 満70才以上、または契約日から1年以内

○ 共済給付額一覧表は裏面にあります。

「本宮市勤労者互助会」は、あなたの生活をより充実させるために積極的にお手伝いしています。

本宮市内の未組織（労働組合の組織されていない）事業所に勤務する従業員、および事業主の福利厚生を増進をお手伝いすることを主な目的としています。互助会を通して、健康で文化的な生活を営むことを進め、また、他の会社の方々との交流を通して視野を広げ、より豊かな生活ができるようなお手伝いをします。ぜひ、この機会に入会してみませんか。

入会のお申し込み・お問い合わせは下記へどうぞ

本宮市勤労者互助会（本宮市役所 商工観光課内）

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地

TEL 0243-24-5381 FAX 0243-34-3138

本宮市勤労者互助会 ● 給 付 額 ●

給付には、県民共済会により支給される給付と、当互助会独自で支給される給付があります。

[単位] 会員一人当たり：円

給 付 の 種 類		給付金総額	左 の 内 訳		
			県民共済会給付金	当会独自給付金	
死亡	会員の病気による ※1	200,000	150,000	50,000	
	会員の不慮の事故等による	550,000	500,000	50,000	
	会員の配偶者	130,000	100,000	30,000	
	会員の子	70,000	50,000	20,000	
	会員の親	20,000	15,000	5,000	
重度障害	会員				
	病気による ※1	150,000	150,000	-	
	不慮の事故等による	500,000	500,000	-	
障害	会員の不慮の事故等による	20,000～450,000	20,000～450,000	-	
傷病休業	休業30日以上	15,000	10,000	5,000	
	休業90日以上(上記に加算)	25,000	20,000	5,000	
住宅災害	火災等	全焼・全壊	600,000	600,000	-
		半焼・半壊	420,000	420,000	-
		一部焼・一部壊	～180,000	～180,000	-
	自然災害	全壊・流失	200,000	200,000	-
		半壊	100,000	100,000	-
		一部壊	～20,000	～20,000	-
	床上浸水	～40,000	～40,000	-	
結婚	会員の結婚	30,000	25,000	5,000	
出産	子の出生	20,000	15,000	5,000	
就学	子の小学校入学	10,000	10,000	-	
	子の中学校入学	10,000	10,000	-	
成人	二十歳祝金(満20歳)	15,000	10,000	5,000	
還暦	会員の還暦(満60歳)	20,000	10,000	10,000	
結婚記念	会員の銀婚(25周年)	20,000	10,000	10,000	
	会員の金婚(50周年)	30,000	-	30,000	
退会 餞別	退会餞別金(5年以上)	10,000	10,000	-	
	退会餞別金(10年以上)	20,000		10,000	
人間ドック助成金(年1回限り)		～10,000	-	～10,000	
健康管理宿泊費助成金(年1回限り)		～2,500	-	～2,500	
会員わくわくまちなか利用補助 (年1回限り) ① 本宮市商品券を交付 ② 市内飲食店利用代金の補助 (①②どちらか選択)		①1,000円分 ②代金の半額 (②上限1,000円) (②100円未満切り捨て)	-	①1,000円分 ②代金の半額 (②上限1,000円) (②100円未満切り捨て)	

※1 給付事由発生日における年齢が満70歳以上、または給付事由発生日が初回発効日から1年以内の場合は、給付金額の50%とします。

※県民共済会給付金については、県民共済会独自の判定基準に基づいて審査後に給付金額を確定いたします。標記の給付金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

[令和5年5月26日改定、令和5年度分より適用]